

(一社) 長崎県トライアスロン協会 地域団体規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県トライアスロン協会（以下、県協会という）定款第5条1項に規定する地域団体について必要な事項を定める。

(承認基準)

第2条 地域団体を承認する基準は次のとおりとする。

- (1) 県内市町を単位としてトライアスロン競技に関連する団体として設立されていること。
- (2) 当該市町において、トライアスロン等の愛好者を代表する唯一の団体であること。
- (3) 規約を有し、組織・事業などが適正に運営されていること。
- (4) 県協会の目的に賛同し、市町体育（スポーツ）協会加盟している又は目指す団体であること。
- (5) 当該市町に在住・在勤する5人以上のトライアスロン等の愛好者により構成されていること。
ただし、地域団体が設立されていない近隣市町の愛好者及び地域団体が認める愛好者を含めることができる。

(地域団体の義務)

第3条 地域団体は、次の事項を行わなければならない。

- (1) 県協会の実施する事業に対し、人的派遣などの協力を行うこと。
- (2) 年度ごとに、正会員となる代表者氏名、役員名簿、事業計画、前年度事業報告書、予算書、前年度決算書を県協会の理事会に提出すること。
- (3) 別に定める会費規定により、会費を支払うこと。

(地域団体への支援)

第4条 県協会は、地域団体の組織運営に必要な経費について、第3条により活動状況を確認の上、補助を行う。

2 運営補助金は、登録会員数に応じ決定し、会員一人当たりの単価は500円、及び、最低額は20000円とする。

3 県協会は、地域団体が行う大会、練習会、記録会等への人的支援、予算の範囲内での財政支援を行う。

(その他)

第5条 この規定に定めのない事項については、理事会の決議により取り扱うものとする。

附則 この規程は、法人設立の日より施行する。